三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）附則第一条本文に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に改正前の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第三項の規定により承認を受けている容器は、改正後の放射性同位元素等の規制に関する法律第二十五条の五の規定により読み替えて適用する同法第十八条第三項の規定により承認を受けた容器とみなす。

別表　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則
目次	目次
第一章　定義（第一条）	第一章　定義（第一条）
第二章　許可の申請等（第二条―第十四条）	第二章　許可の申請等（第二条―第十四条）
第二章の二　放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請等（第十四条の二―第十四条の六）	第二章の二　放射性同位元素装備機器の設計認証等の申請等（第十四条の二―第十四条の六）
第二章の三　使用施設等の基準（第十四条の七―第十四条の十二）	第二章の三　使用施設等の基準（第十四条の七―第十四条の十二）
第二章の四　施設検査等（第十四条の十三―第十四条の二十一）	第二章の四　施設検査等（第十四条の十三―第十四条の二十一）
第三章　使用の基準等（第十五条―第十九条の三）	第三章　使用の基準等（第十五条―第十九条の三）
第四章　測定の義務等（第二十条―第二十九条の七）	第四章　測定の義務等（第二十条―第二十九条の七）
第五章　放射線取扱主任者等（第三十条―第三十八条の九）	第五章　放射線取扱主任者（第三十条―第三十八条の三）
第六章　雑則（第三十九条―第四十二条）	第六章　雑則（第三十九条―第四十二条）
附則	附則
（用語の定義）	（用語の定義）
第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	**第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
［一～十三　略］	［一～十三　同上］
十四　放射性同位元素の使用をする室等　放射性同位元素の使用をする室、放射性同位元素の廃棄のための詰替えをする室、貯蔵室若しくは貯蔵箱、第十四条の九第二号（第十四条の十において準用する場合を含む。）の容器、保管廃棄設備、第十四条の十一第一項第八号ハの容器又は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第十条第六項の規定による一時的に使用をする場所（以下「一時的に使用をする場所」という。）	［号を加える。］
十五　防護区域　放射性同位元素の使用をする室等を含む特定放射性同位元素を防護するために講ずる措置の対象となる場所	［号を加える。］
十六　防護従事者　特定放射性同位元素の防護に関する業務に従事する者（特定放射性同位元素防護管理者を含む。）	［号を加える。］